



令和4年3月10日（木）

【照会先】

東京労働局総務部総務課

（電話） 03（3512）1600

大田労働基準監督署職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年2月28日（月）、東京労働局大田労働基準監督署（大田区蒲田5-40-3月村ビル9階。以下「大田署」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務には従事しており、2月25日（金）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、窓口には飛沫防止シートを設置の下、終日マスクを装着して勤務していましたが、27日（日）に発熱し、同日にPCR検査を受けて、28日（月）に感染が確認されたものです。

大田署では、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

当該職員の行動履歴を確認した結果、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないと判断しておりますが、健康に不安がある方につきましては、念のため、最寄りの受診・相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等までご連絡いただきますようお願いいたします。